

登録教習機関に係る登録事項変更の公示について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 47 条の 2 の規定による登録教習機関の登録事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 4 月 8 日

和歌山労働局長

記

	変 更 前	変 更 後
名 称	和歌山県立紀北工業高等学校	
住 所	和歌山県橋本市神野々 8 0 9	
代表者氏名	校長 神藤 恭光	校長 阪中 潤
事務所の名称	和歌山県立紀北工業高等学校	
事務所の所在地	和歌山県橋本市神野々 8 0 9	
変更する年月日	令和 7 年 4 月 1 日	

以上